令和7年度

丹波市行政評価外部評価
報 告 書

令和7年11月

丹波市行政評価外部評価委員会

目　次

1 外部評価実施概要 1
1-1 外部評価の目的等 1
（1） 評価の目的及び趣旨 1
（2） 評価のポイント 1
1-2 評価対象事業 1
1-3 評価体制 2
（1） 実施体制 2
（2） 委員会メンバー 2
1-4 委員会実施状況 2
（1） 委員会実施状況 2
（2） 各事務事業評価の時間配分 2
2 外部評価実施結果まとめ 3
（1） 地域安全事業 3
（2） 公害対策事業 3
（3） 担い手農業者への支援事業 4
（4） ホール運営事業 4
（5） 家庭児童相談事業 5
（6） 道路維持修繕事業 5
外部評価委員会 総括 6
3 外部評価における主な意見 7
3-1 地域安全事業 7
（1） 委員からの主な意見 7
（2） 評価シート 9
3-2 公害対策事業 11
（1） 委員からの主な意見 11
（2） 評価シート 13
3-3 担い手農業者への支援事業 15
（1） 委員からの主な意見 15
（2） 評価シート 17
3-4 ホール運営事業 19
（1） 委員からの主な意見 19
（2） 評価シート 21
3-5 家庭児童相談事業 23
（1） 委員からの主な意見 23
（2） 評価シート 25
3-6 道路維持修繕事業 27
（1） 委員からの主な意見 27
（2） 評価シート 29

1 外部評価実施概要

1-1 外部評価の目的等

（1） 評価の目的及び趣旨

行政評価は、自治基本条例 37 条*に基づき、効果的かつ効率的な市政運営を進めるため、市の施策等について行政評価を実施している。

行政事務を評価する仕組みとして行政内部では、各担当課の自己評価（1次評価）として、事業の振り返りや手法等を検証することと、自己評価を補完する仕組み（2次評価）として、職員同士で意見を出し合い、検証及び評価を実施している。

また、自治基本条例第37条第3項に基づき、評価の客観性及び透明性を確保するため、市民参画を求めて外部評価委員会を設置し、市民目線での客観的な評価や既存の考え方の見直しを図るべく、外部評価を実施している。

これらの評価結果は、行政評価と予算編成との連動により効率的な行政運営をめざすほか、今後の効果的な施策の展開及び行政サービスの向上を目的としている。

※丹波市自治基本条例 第 37 条

市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を進めるため、市の政策等について行政評価を実施し、市民にわかりやすく公表しなければなりません。

2 市長等は、前項の評価結果について、政策、予算、事務事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければなりません。

3 市長等は、行政評価を行うにあたっては、市民の参画を求めるものとします。

（2） 評価のポイント

主として以下の視点のもとに評価を行った。

① 事務事業に関する幅広い観点からの意見・提案

② 事務事業に対して行った評価の視点や考え方が妥当か

③ 検証結果を踏まえた今後の方向性は妥当か

1-2 評価対象事業

本年度は以下の6事業を対象に評価を行った。

※（3）、（4）の事業については、現地確認を実施

評価対象事業	担当課
（1） 地域安全事業	市民安全課
（2） 公害対策事業	環境課
（3） 担い手農業者への支援事業	農林振興課
（4） ホール運営事業	文化・スポーツ課
（5） 家庭児童相談事業	こども福祉課
（6） 道路維持修繕事業	道路河川課

1-3 評価体制

（1） 実施体制

外部評価委員会 委員6名	―	事務局（財政課）
外部評価の実施		委員会運営

（2） 委員会メンバー（敬称略）

氏名	組織名等	備考
杉岡 秀紀	福知山公立大学 准教授	委員長
山川 茂則	丹波市自治会長会 副会長	副委員長
余田 多喜夫	近畿税理士会 柏原支部	
足立 映美	NPO法人Tプラス・ファミリーサポート	
安達 司	公募委員	
亀井 美登枝	公募委員	

1-4 委員会実施状況

（1） 委員会実施状況

回	開催日時	場 所	議 題
第1回	6月23日(月) 10時00分～12時00分	本庁舎2階 中会議室	・令和7年度外部評価の概要 ・評価対象事業の選定
第2回	7月30日(水) 9時30分～12時00分	本庁舎2階 中会議室	・外部評価の実施① 地域安全事業 公害対策事業
第3回	8月6日(水) 9時00分～12時15分	ライフピアいちじま 研修室2	・外部評価の実施② 担い手農業者への支援事業 ホール運営事業
第4回	8月18日(月) 13時30分～16時00分	本庁舎1階 第1会議室	・外部評価の実施③ 家庭児童相談事業 道路維持修繕事業
第5回	9月25日(木) 9時00分～11時00分	本庁舎2階 中会議室	・外部評価結果のまとめ

（2） 各事務事業評価の時間配分

時 間	内 容
20分	事業説明（担当課による事務事業内容や評価結果の説明）
30分	質疑応答（外部評価委員と担当課との意見交換）
10分	まとめ（外部評価委員長によるまとめ）

※第3回は現地確認20分程度、事業説明を15分程度とした。

2 外部評価実施結果まとめ

※以下の取りまとめ結果は、第2～4回の委員会の結果を取りまとめた「3 外部評価における主な意見」に加え、第5回のまとめとして開催した委員会の意見を踏まえたものである。

事業名	（1）地域安全事業			担当課	市民安全課
事業の必要性	あり	成果の方向性	拡充	コストの方向性	現状維持
その他改善の可能性等					
・ 丹波市青少年問題協議会には、スクールソーシャルワーカーやこども福祉課もメンバーに入っているが、そのほかにも連絡調整会議を持たれていることから、ケアの早期発見や案件の引継、情報共有、役割分担ができている。今後、協議会の回数を増やし、オンラインを併用する等、連携の質や効果が高まる努力を引き続きお願いしたい。 ・ 丹波市青少年問題協議会の名称について、青少年＝少年となり、ジェンダーレスの時代にあった、例えば、「丹波市こども・若者問題協議会」等の名称変更を検討されたい。自治体の工夫で変更ができる内容だと思う。 ・ 防犯灯は自治会から申請するため、申請が遅れている自治会もある。通学路等は学校から申請する場合もあり、どちらが申請するのか分かりにくく、学校と自治会とのコミュニケーションが取れていないと思うため、学校運営協議会の活用等、自治会と学校が連携できる環境づくりを検討されたい。 ・ 防犯カメラについて、防犯カメラ設置費補助金交付要綱で1団体1回の申請と決まっているが、積極的に防犯カメラを設置できるように制度の見直しを検討されたい。 ・ 特殊詐欺の対策について、積極的にアピールされたい。					

事業名	（2）公害対策事業			担当課	環境課
事業の必要性	あり	成果の方向性	拡充	コストの方向性	現状維持
その他改善の可能性等					
・ 公害対応専門員は、他市にはない取組であり、法的に対応できるため大変すばらしい。元警察官ということもあり、現職の警察官との連携ができる。 ・ 不法投棄について、市民以外が元凶となっている場合があるため、県や近隣市町とも連携した対策や改善策が必要である。また、道路損傷通報システムのように、不法投棄においても、市民がスマホ等で通報できるシステムを検討されたい。 ・ 野焼きしたプラスチックの燃えカスをカラスが散らかしたり、遠くへ持っていったりすることがあり、ポイ捨てのような現状となっているため、住民意識を高める取組を検討されたい。 ・ クリーン作戦について、各自治会の周知方法や内容等が形骸化しているため、見直しを検討されたい。また、スポーツやエンタメ要素を組み合わせて、時間内でどれだけゴミを集められるか、自治会や企業、学校に参加いただき、表彰制度を導入する等、施策や取組方法を検討されたい。 ・ 指標「不法投棄件数」、「典型7公害発生件数」について、目標40件が前提となっているため、目標40件から35件、35件から30件等、年度毎に下げて改善されたと分かる目標が望ましい。 ・ 指標「住んでいる地域はゴミのないきれいな街であると思う市民の割合」について、目標71％としているが、目標100％とし、満足度を上げていく指標が望ましい。					

事業名	（3）担い手農業者への支援事業			担当課	農林振興課
事業の必要性	あり	成果の方向性	拡充	コストの方向性	現状維持
その他改善の可能性等					
・ 時代やニーズに合った事業展開をされている。移住セクションとも連携しながら、より幅広い人材育成の視野を広げていただきたい。 ・ 農の学校のポータルサイトについて、内容がわかりやすく、魅力的で PR 効果が高く、新規就農者数については、担い手を増やすことが難しい状況で増加しており素晴らしい。また、農の学校の卒業生・受講生が3年連続最高評価で最優秀賞を獲得したことについてもPRしていただきたい。 ・ 指標について、新規就農者数を設定すれば、「実施（DO）」と「評価（CHECK）」がつながり、見やすい評価シートになると思う。 ・ 指標「丹波地域就農支援センター相談者数（本市分）」の目標について、毎年１件ずつ増えているが、もう少し高い目標を設定すると良い。 ・ 農の学校の検証委員会について、委員会前には関係者を対象としたアンケートを実施する等、農の学校の受講生や卒業生の声も聞きながら委員会を進めていただきたい。 ・ 農の学校の授業料について、67万円は少し高いと思う。指定管理料を上げるか下げるか難しいが、経営努力や受講生を増やすことによって下げられるか等、方向性の具体化手法を検討されたい。 ・ 農の学校の野菜作りにおいて、地域でB品や残渣を持ち込める場所を作り、加工品や堆肥にできれば、地域で資源が循環するとともに、廃棄する野菜を通じて、地域活性化に繋がると思う。					

事業名	（4）ホール運営事業			担当課	文化・スポーツ課
事業の必要性	あり	成果の方向性	拡充	コストの方向性	現状維持
その他改善の可能性等					
・ 親子で鑑賞ができるベビーケアルームを開設されており、良い取組であると思う。 ・ 専門性が高い事業者に委託しており、行政内部にはない専門性があるため素晴らしい。春日・市島だけでなく、他地域のホール運営についても事業の拡大を検討されたい。また、将来の舞台オペレーターの担い手となる人材を育成するため、各学校と連携しながら、オペレーター研修を継続いただきたい。 ・ 指標「高校生以下の鑑賞者満足度」について、この事業の対象者は全市民であるため、高校生以上の満足度も成果指標として設定する必要があるのではないか。 ・ 市民参加型の舞台や演出、スタンウェイピアノの演奏会、スタジオ貸出は、丹波市の強みであるため、特定の年代や性別、興味・関心等をターゲットにした催しが、集客アップにつながると思われる。 ・ イベント情報について、市のホームページにしか掲載されていないのは、集客を考えるともったいないと感じる。ホームページへの掲載や更新等、広報も委託業務の１つとして検討されたい。 ・ 点検・修理等の安全上必須事項は、委託先に任せきりにするのではなく、委託先に対する支援やバックアップを大切にしてほしい。また、市民が安全に芸術鑑賞できるよう、市の予算を投入できる体制と市職員が関わる中で、早急に安全が確保される仕組みを維持していただきたい。 ・ 料金設定について、市内と市外料金は見直した方が良い。市外料金を上げて歳入を増やし、収入が現場に入る仕組みを検討されたい。 ・ 漫然と委託料が増えていくことがないよう留意願いたい。今後、委託料が増えていくようなことがあれば、指定管理制度に移行する等、費用を抑える工夫を検討されたい。					

事業名	（5）家庭児童相談事業			担当課	こども福祉課
事業の必要性	あり	成果の方向性	拡充	コストの方向性	現状維持
その他改善の可能性等					
・こども福祉課は、各機関や相談者が相談して良かったと思える対応をされており、素晴らしいと思う。仲介する各機関が行政に相談した時には、適切な対応をしていただくことで、相談者と行政をつなぎやすくなっている。 ・相談業務において、専門的な知識を持つスタッフが必要だと思われる。現在は、4名体制とのことだが、相談件数の増加に耐えられるような、体制構築を検討されたい。 ・家庭における養育や虐待は、情報の収集が難しい。地域として、子どもを支える体制づくりやどのように支援ができるのか検討する必要がある。 ・指標「要保護・要支援児童終結件数」について、多くのこどもが救われることを目指しているが、人口減少の影響もあることから、分母を相談件数、分子を解決件数とする終結割合とするような指標も検討されたい。 ・相談業務は、相談者からの電話や来庁が前提となるため、待ちの姿勢になる。例えば、異なる事務事業になるが、明石市はオムツの配達により、家庭内の状況を確認している。このようなアウトリーチやプッシュ型の施策を検討されたい。 ・丹波市は、「こどもの権利に関する条例」が制定され、こどもの生きる権利、学ぶ権利等を大事にされているため、条例の趣旨に則って体制を高めていく必要がある。 ・今後、外国人住民の相談件数が増えて行く可能性があるため、言語の問題や文化の問題に対応できる体制づくりを検討されたい。					

事業名	（6）道路維持修繕事業			担当課	道路河川課
事業の必要性	あり	成果の方向性	現状維持	コストの方向性	現状維持
その他改善の可能性等					
・道路損傷通報システムについて、市に直接通報できるため便利である。ホームページにビフォーアフターの写真が掲載されれば、さらに活用しやすくなる。また、道路損傷通報システムのチラシが地域の公民館等に掲示されれば、より早く多くの情報につながると思われる。 ・昔からの地域コミュニティが変容しつつある中で、市道法面が草刈されず放置されている問題があり、どうすればこの問題が善処するのか検討されたい。 ・民有地の庭木の枝が通学路に越境しており、枝の影響で児童が道路にはみ出るケースがある。自治会から所有者等へ連絡しても対応されないこともあるため、市が土地・建物所有者へ通知や注意喚起等を行い、それでも解決しない場合は、より効果的な方策を検討されたい。 ・指標「道路維持修繕・舗装工事件数」について、右肩上がりに伸びているが、目標だけが据え置かれているので、目標の見直しを検討されたい。 ・道路維持・橋梁長寿命化の修繕は、地域経済を回すため、市内企業を利用していただきたい。 ・道路や河川、トンネル等は定期的に点検されているが、同時期に作られたものであるため、一度に更新時期を迎える。更新は計画通りにいかないこともあるので、自治会と対話しながら、計画的に更新していただきたい。また、今後も緊急対応や定期対応も含め、柔軟に対応できる体制を引き続きお願いしたい。					

外部評価委員会 総括

委員長 杉岡 秀紀
（福知山公立大学准教授）

今年度は行革プランの策定が完了したことも受け、評価対象の事業を6事業とした。また実施時期も秋ではなく、夏に戻しての開催となった。繰り返し述べているように、本外部評価は自治基本条例及び行革プランに基づく取組であり、今年度もしっかりと継続できたことにまず価値があることを強調しておきたい（3年前からは内部評価も並行実施されており、この点も特筆すべきである）。

評価体制としては、欠員となっていた委員1名の補充を行うことができ、6名体制に戻すことができた。また、残り5名については継続委員であり、引き続き質の高い意見交換を行うことができた。毎回の評価にあたって、各委員から多くの事前質問を提出いただいたのもその証左である。

評価の進め方については、例年と同様、①予算削減や事業廃止のための議論ではないこと、②市民目線で評価を行うこと、③政策創造するための熟議の場であること、の3点の基本原則を事業ごとに確認し、評価を進めた。

事業の選定については、①これまで評価していない事業、②事業年数が一定ある事業、③予算規模がある程度大きい事業、④市民目線から関心が高そうな事業、⑤特定の部署に偏らない、という観点を考慮しながら6事業を選定した。また、今年度については、事前研修を復活させ、書き方のばらつきを是正するための取組をしっかりと実施できた。また、初めてとなる「現地視察」を組み込んだ。このことにより、より現実に即した意見交換、情報交換が可能となったことは言うまでも無い。

評価の詳細については、報告の中身をご覧いただければと思うが、いずれも今後市民ニーズがますます高まってくる事業ばかりであり、基本的には「成果拡充」、一方で財政状況を踏まえ、コストは「現状維持」の方向で議論が進んだことをここでは付記しておきたい。

一方、評価委員会で委員から指摘された課題は3点ある。1点は「事前質問の作成の負担」についてである。言うまでもなく、当日の外部評価の質を担保するためには事前資料の読み込みが欠かせない。その中で事前質問を作成し、当日原課に回答いただいている。しかし、この作業には想像以上に委員に負担をかけるきらいがあるため、可能であれば、この作業も委員としての業務として見直せないか検討をお願いしたい。2点は「過年度の評価のフィードバックのあり方」についてである。現行は昨年度外部評価した事務事業の進捗については委員会で確認するようにしている。しかし、一昨年の事務事業についても、確認を行う仕組みや見える化のあり方について検討をお願いしたい。3点は「評価シートの見直し」についてである。例えば、現行フォーマットでは、目的のところに市民目線ではなく、役所目線でしか書かれていないケースがあった。また、現行の成果指標や活動指標の欄は使い分けがあまりなされておらず、基本的に全てアウトプット指標のみに留まっていることが多いため、研修を活用し、今後より一層の改善や工夫を期待したい。

いずれにしても重要なのは、常に「なぜこの事業が必要なのか」「どうすればこの事業をよりよくできるか」という、そもそものあり方を問う改革（改善）マインド、あるいは評価カルチャーの醸成、またそのための人材を育成することである。今後も不断の見直しを期待したい。

最後に、事前の質問も含め、外部評価に真摯に向き合っていただいた原課の皆さん、外部評価のための膨大な事務作業を引き受けてくださった財政課の皆さんの伴走と奮闘に心から敬意と感謝を表し、今年度の総括に代えたい。

3 外部評価における主な意見

3－1　地域安全事業

（1）　委員からの主な意見

【計画（PLAN）について】

委員意見	「概要」の青少年の問題行動の原因や対策について、丹波市青少年問題協議会の会議内容は、どのように活かしているか。 また、協議会のメンバーはどのような人達か。
担当課回答	スクールソーシャルワーカーと情報共有等を行い、各関係機関と課題を解決するために活かしている。 協議会メンバーは、丹波市青少年問題協議会条例に基づいて、識見を有する者と関係行政機関の職員で構成している。識見を有する者は、丹波青少年本部、丹波防犯協会、丹波少年補導員連絡協議会、丹波保護区保護司会、丹波市民生委員児童委員連合会、丹波市消費者協議会、丹波市 PTA 連合会である。関係行政機関の職員は、丹波警察署、丹波県民局、市教育委員会、高等学校長会、中学校長会、小学校長会、市民活動課がメンバーである。

【実施（DO）指標について】

委員意見	指標「防犯灯整備件数」の目標が、ここ数年 200 件と同じ数値を設定しているが、この目標設定の要因は予算額・設置状況・その他の要因かお聞きしたい。
担当課回答	目標設定が適切か検討する。
委員意見	指標「防犯灯整備件数」、「市内防犯カメラ設置基数」の実績が決算審査調書と異なるがどちらが正しいか。
担当課回答	決算審査調書は自治会から申請があった件数のみであり、事務事業評価シートには、市が設置した実績の合計値としている。備考欄に「市設置分を含む」と記載し、見て分かるよう修正する。

【評価（CHECK）について】

委員意見	令和 6 年度において、指標「市内刑法犯認知件数」の実績が目標に対して 15％余り上回っていること、並びに指標「防犯灯整備件数」の実績が目標の半分程度であることを考えると、効果性に係る評価について、「A」とは言い難いがいかがか。
担当課回答	指標「市内刑法犯認知件数」、「市内防犯カメラ設置基数」は増加しているため、「A」としている。

【改革（ACTION）について】

委員意見	「今後の方向性・改善策等」に記載の「～管理区域を改善していく。」との文言について、分かりやすく教えていただきたい。
担当課回答	防犯カメラ設置の補助金は自治会等が中心であり、公共施設等の不特定多数の人が利用される場所に、市が防犯カメラを設置することで、犯罪及び事故発生を未然に防ぐため、管理区域の改善として新たに要綱を設置した。現在は、各小中学校校門付近の道路に向けて防犯カメラを設置している。

【犯罪傾向について】

委　員 意　見	丹波市では具体的にどのような犯罪が過去にあったか。 また、近年増えている犯罪の傾向を教えていただきたい。
担当課 回　答	犯罪認知件数は自転車盗難が多い。近年では特殊詐欺が多い傾向にある。市としては、防災行政無線により特殊詐欺の注意喚起をしている。

【防犯灯について】

委　員 意　見	現在の防犯灯は、LED が主流であるので、昔の製品とでは 30m間隔が変わってくるのではないか。
担当課 回　答	照度で計算するため、従来通りの間隔で変更はない。

【注力している事業について】

委　員 意　見	事業の中で目玉施策はなにか。どの事業に力を入れているのか。
担当課 回　答	防犯灯は身近なもので、自治会からの要望もあり、空き家等を見守っている。そして、防犯カメラについても、更に力を入れていこうと考えている。

（２）　評価シート

丹波市総合計画　令和　６　年度事務事業評価

事務事業名	地域安全事業				
事業担当課	生活環境部　市民安全課		事業期間	平成　16 ～　無期　年度	
	所属長	山内　佐由美	担当	藤本　和真	担当

位置づけ			
	総合計画	まちづくり目標	【３】あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち
		施策目標	3【交通安全・防犯】交通事故や犯罪を防止する地域をつくろう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	
	根拠法令・個別計画等		市生活安全条例、市防犯灯設置及び取扱に関する要綱、丹波防犯協会活動補助金交付要綱、市青少年問題協議会条例

計画（ＰＬＡＮ）		
事務事業	対象（誰を、何を）	市民
	目的 ベストな状態 （期待される効果）	市民が生活安全対策に対する意識を高め、自主的な安全活動から犯罪のない環境を作り出している。
	概要 （具体的手段・全体計画）	・犯罪の発生しにくい地域環境を形成し、夜間の市民等の安全を確保するため、防犯灯を設置する。 ・防犯の先導的役割を担う防犯協会へ活動の助成を行う。 ・暴力団排除活動への助成を行う。 ・犯罪や事故等を未然に防止するため、丹波市地域安全推進協議会を開催する。 ・自主防犯活動を補完するため、自治会等による防犯カメラの設置費用の一部を補助する。 ・青少年の問題行動の原因や対策について情報交換を行うため、丹波市青少年問題協議会を開催する。

実施（ＤＯ）

コスト（単位：千円） （評価年度は実績、計画年度は予算）		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
歳出	総事業費　Ａ＋Ｂ	20,465	20,327	22,636	19,682	23,165	25,373	
	直接事業費Ａ	14,385	15,156	18,369	16,636	18,113	21,836	
	総人件費計（Ｅ＋Ｈ）Ｂ	6,080	5,171	4,267	3,046	5,052	3,537	
	職員従事者数（人・年）Ｃ	0.80	0.69	0.56	0.41	0.67	0.44	
	【平均人件費】Ｄ	7,400	7,460	7,620	7,430	7,540	7,810	
	人件費Ｅ＝Ｃ×Ｄ	5,920	5,147	4,267	3,046	5,052	3,436	
	会計年度任用職員従事者数（人・年）Ｆ	0.08	0.01	0.00	0.00	0.00	0.03	
	【平均人件費】Ｇ	2,000	2,360	2,360	2,530	2,730	3,350	
	人件費Ｈ＝Ｆ×Ｇ	160	24	0	0	0	101	
歳入	特定財源	18	17	7,606	6,971	5,483	9,232	
	国・県支出金	0	0	0	0	1,080	4,426	
	借入金（地方債）	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	18	17	7,606	6,971	4,403	4,806	
	一般財源	20,447	20,310	15,030	12,711	17,682	16,141	

	指標名	単位		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
			目標							
			実績							
成果	市内刑法犯認知件数	件	目標	400	400	300	300	300	300	
			実績	256	192	169	189	270	347	
成果	防犯灯整備件数	基	目標	200	200	200	200	200	200	
			実績	145	125	107	120	65	112	
成果	市内防犯カメラ設置基数	基	目標	10	10	50	50	50	50	
			実績	13	19	43	41	29	79	
			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析	・社会情勢の不安を反映し、防犯意識の高揚が見受けられる中、自治会等による防犯カメラ設置数が令和３年度、４年度はほぼ同数であり、令和５年度で減少はしたが、令和６年度は増加傾向であり、補助金を支援できている。

事務事業名	地域安全事業		
事業担当課	生活環境部　市民安全課	事業期間	平成　16 ～　無期　年度

評価（CHECK）

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について

評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	地域の安全確保は行政の責務である。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	A	防犯カメラの設置費補助金は、令和５年度より間接補助となったが、市より県へ補助金を申請することにより市の持ち出し分の軽減を図っている。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	A	・刑法犯認知件数は目標数値より下回っており、防犯活動の成果が見て取れる。 ・防犯カメラの設置については、警察と協議の上、効果的な場所に設置されている。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	該当なし	

改革（ACTION）

総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）

【評価】
自治会等の防犯意識の高まりにより、防犯カメラ・防犯灯の設置要望が増加する中で市民の安全・安心なまちづくりへの行政として支援を行うことができた。
【課題】
自治会の要望により、防犯灯及び防犯カメラの設置（補助）に取り組んでいるが、地域で防犯に取り組むことを基本として、防犯灯の要望設置にあたり行政と地域の役割分担を行うなどの必要がある。

今後の方向性・改善策等

防犯カメラの設置（補助）への取組みにおいては地域への事業案内通知を継続し、防犯灯への取組みにあっては、新規設置要望箇所において行政と地域の役割分担を要綱に基づきながら、維持管理に不具合が生じないように要望に対し現地確認選定時に管理区域を改善していく。

成果・コストの方向性

成果の方向性 ＼ コスト投入の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充				
現状維持			✓	
縮小				
休廃止				

●構成する予算小事業一覧　（単位：千円）

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	犯罪被害者等支援事業					3	
2	防犯推進事業	15,127	18,320	16,567	18,113	21,797	
3	生活安全対策事業		20	35		19	
4	青少年育成事業	29	29	34		17	
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計		15,156	18,369	16,636	18,113	21,836	

●外部評価　【　　】年度実施

指摘事項など		対応状況	

3－2　公害対策事業

（１）　委員からの主な意見

【計画（PLAN）について】

委　員 意　見	「概要」に「監視カメラ等による防止対策」とあるが、近年、監視カメラによって、不法投棄の犯人特定につながったケースはあるか。
担当課 回　答	監視カメラの設置により、不法投棄の減少にはつながっているが、不法投棄の犯人特定につながったケースは確認できていない。

【実施（DO）について】

委　員 意　見	指標「丹波市クリーン作戦ごみ回収量」について、令和３年度は 7.19ｔ、令和５年度は 4.48ｔである。クリーン作戦参加者人数は同程度であるが、回収量に大きな差があるのはなぜか。
担当課 回　答	令和２年度の新型コロナウイルス感染症により、クリーン作戦を中止している。さらに、令和２年度の不法投棄分を令和３年度に回収したことが要因と考えられる。回収量の減少は、市民の環境・美化意識の上昇によるものであると分析している。
委　員 意　見	目的として掲げられているように「市民意識の向上」をめざすということは、結果的にポイ捨てや不法投棄が減少していくことを見込んでいるものと考える。その考えでいくと、指標「丹波市クリーン作戦ごみ回収量」については、減少していく方向で目標値を設定すべきではないか。
担当課 回　答	クリーン作戦への参加者数は増えて行くため、ごみ回収量も増えるよう設定した。令和７年度以降、指標として設定する場合、減少するような内容で検討する。
委　員 意　見	令和２年度はクリーン作戦がなかったとのことだが、ごみ回収量 3.71t はどのようにして回収したものか。
担当課 回　答	丹波市一斉でのクリーン作戦は実施していないが、クリーン作戦を実施された自治会のごみ回収量を計上している。

【評価（CHECK）について】

委　員 意　見	「コスト」評価の理由･コメントに、「クリーン作戦のような市民参画型ボランティアへの参加意識を高める～」とあるが、これは、クリーン作戦の参加者人数の増加を目標とする、あるいは新たな参画型施策を展開するのか。
担当課 回　答	新たな施策を導入するわけではなく、既存の取組への参加をさらに促進することを重点においている。一斉クリーン作戦から波及して、自治会や企業が独自でクリーン作戦に取り組むことが大切であると考えている。
委　員 意　見	評価（CHECK）のＢをＡにするために、何かできることはないか。
担当課 回　答	クリーン作戦の成果を上げていきたい。委員からあった企業への表彰制度も手法の一つであるため検討したい。

【改革（ACTION）について】

委　員 意　見	「今後の方向性･改善策等」に「自治会と連携して不法投棄啓発看板や監視カメラを設置」とあるが、設置費用の補助はあるか。もしあれば、受益者負担に係る評価において、その妥当性等を考えるべきではないか。
担当課 回　答	市の補助制度はなく、市が所有している監視カメラを自治会へ貸与している。

【不法投棄について】

委　員 意　見	市外からの不法投棄の対応は、看板や監視カメラだけでは難しいと思うが、その他の対応はあるか。
担当課 回　答	不法投棄は犯罪であるため、警察と連携のうえ対策している。警察に巡回をお世話になっており、不法投棄の中身から人物を特定できる場合がある。
委　員 意　見	環境パトロールの時に不法投棄を確認される場所は、地図等で把握ができているのか。
担当課 回　答	週５日で市全域をパトロールしており、市道や河川関係の地図を主に把握している。
委　員 意　見	不法投棄が多いのは境界である。福知山市、丹波篠山市と接している境界について、近隣自治体との連携や予算はどのようになっているか。
担当課 回　答	境界はほとんど県道であるため、県と調整している。境界での不法投棄を確認した場合は連絡し対応する。

【補助制度について】

委　員 意　見	クリーン作戦以外に、自治会や企業が実施される場合に補助等の制度はあるか。
担当課 回　答	環境美化の補助はないが、クリーンセンターの方で、集団回収の補助、例えば、リサイクル活動で紙・ダンボールで１kg５円の補助をしている。

（２）　評価シート

丹波市総合計画　　令和　６　年度事務事業評価

事務事業名	公害対策事業				
事業担当課	生活環境部　環境課		事業期間	平成　16 ～　無期　年度	
	所属長	山内　邦彦	担当	大森　栄司	担当

位置づけ			
	総合計画	まちづくり目標	【４】美しい自然と環境を大切にする源流のまち
		施策目標	1【環境保全】市民ぐるみで環境保全を進め、快適で住みよい丹波市にしよう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	
	根拠法令・個別計画等	騒音・振動規制法、県環境の保全と創造に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、市環境基本条例、市旅館業等建築に関する条例、市家畜飼養施設に関する条例	

計画（PLAN）			
	事務事業	対象（誰を、何を）	市民、自治会、事業所
		目的 ベストな状態 （期待される効果）	・公害の未然防止、廃棄物の適正な処理を行い、環境美化と市民意識を向上する。 ・市内の豊かな自然環境を保全し、快適な暮らしを支え、良好な生活環境の安定を維持する。
		概要 （具体的手段・全体計画）	・不法投棄への対応、監視カメラ等による防止対策、環境パトロールの実施 ・公害苦情処理、調査 ・環境法令に基づく届出、許可申請 ・丹波市公害防止対策推進協議会会員への公害防止研修の実施及び情報提供 ・クリーン作戦等による環境美化活動 ・実施方法：直接実施、業務委託

実施（DO）

コスト（単位：千円） （評価年度は実績、計画年度は予算）		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
歳出	総事業費　Ａ＋Ｂ	23,114	24,676	28,855	25,294	26,350	27,415	
	直接事業費Ａ	10,104	15,049	15,924	15,182	14,556	14,076	
	総人件費計（Ｅ＋Ｈ）Ｂ	13,040	9,627	12,931	10,112	11,794	13,339	
	職員従事者数（人・年）Ｃ	1.50	0.99	1.09	0.68	0.84	0.85	
	【平均人件費】Ｄ	7,400	7,460	7,620	7,430	7,540	7,810	
	人件費Ｅ＝Ｃ×Ｄ	11,100	7,385	8,306	5,052	6,334	6,639	
	会計年度任用職員従事者数（人・年）Ｆ	0.97	0.95	1.96	2.00	2.00	2.00	
	【平均人件費】Ｇ	2,000	2,360	2,360	2,530	2,730	3,350	
	人件費Ｈ＝Ｆ×Ｇ	1,940	2,242	4,626	5,060	5,460	6,700	
歳入	特定財源	550	417	354	284	236	238	
	国・県支出金	550	407	348	278	230	232	
	借入金（地方債）	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	0	10	6	6	6	6	
	一般財源	22,564	24,259	28,501	25,010	26,114	27,177	

	指標名	単位		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
成果	丹波市一斉クリーン作戦への参加者数	人	目標	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
			実績	13,025	-	9,707	10,839	9,738	9,906	
成果	丹波市クリーン作戦ごみ回収量	t	目標	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	
			実績	6.87	3.71	7.19	6.22	4.48	3.98	
活動	典型７公害発生件数	件	目標	40	40	40	40	40	40	
			実績	45	59	52	23	22	31	
活動	不法投棄件数	件	目標	40	40	40	40	40	40	
			実績	41	26	33	17	6	5	
活動	住んでいる地域はゴミのないきれいな街であると思う市民の割合	%	目標	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	
			実績	67.0	62.5	62.0	63.3	69.0	66.0	
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析	・クリーン作戦の参加者は令和5年度と比較して増加した。 ・ごみのないきれいな街であると思う市民の割合は60%以上で推移している。また、クリーン作戦のごみ回収量が減少しており環境美化の活動が定着している。

事務事業名	公害対策事業		
事業担当課	生活環境部　環境課	事業期間	平成　16 ～　無期　年度

評価（CHECK）

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について

評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	公害防止対策については、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等法令で規制基準が設けられており、行政が主体となり市民の生活環境を保全する必要がある。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	B	環境パトロール業務は、動物死体等回収業務と併せて業務委託しコストを抑えているが、更に一斉クリーン作戦のような市民参画型ボランティアへの参加意識を高めることで不法投棄の減少と費用の削減を図る。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	B	不法投棄件数については、警察、丹波県民局、地域と連携し、啓発・指導をしており一定の効果が出ている。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	該当なし	

改革（ACTION）

総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）

【評価】
・平成27年度から公害対応専門員を配置し不法投棄の看板設置や苦情対応等対策を行い、一定の指導が出来ている。
・各自治会等市民の環境美化活動による丹波市クリーン作戦の取組が定着している傾向にあり、クリーン作戦のごみ回収量の減少につながっている。
【課題】
・依然として不法投棄や公害関係の苦情が一定数あり、環境パトロールの実施など対策を継続していく必要がある。

今後の方向性・改善策等

・広報紙や無線放送による不法投棄や野焼き行為禁止の啓発を引き続き行う。
・重点的に不法投棄対策が必要な個所については、自治会と連携して不法投棄啓発看板や監視カメラを設置するなどの対策を継続する。
・丹波市クリーン作戦の参加人数について、目標達成に向け市民への啓発活動を進める。

成果・コストの方向性

成果の方向性 ＼ コスト投入の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充				
現状維持			✓	
縮小				
休廃止				

●構成する予算小事業一覧　（単位：千円）

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	公害対策事業	13,110	13,102	12,781	12,193	11,658	
2	環境保全事業	1,939	2,822	2,401	2,363	2,418	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計		15,049	15,924	15,182	14,556	14,076	

●外部評価　【　　】年度実施

指摘事項など		対応状況	

3－3　担い手農業者への支援事業

（1）　委員からの主な意見

【計画（PLAN）について】

委　員 意　見	市農業ポータルサイト「であえる、はじめる、丹波 de 農業」（以下、「ポータルサイト」とする。）を運営することで、具体的な成果はあったか。 また、成果が数値で分かる資料はあるか。
担当課 回　答	具体的な成果をお示しすることはできないが、令和 6 年度のポータルサイトへのアクセス数は、19,850 件であった。 また、令和 6 年度の兵庫県新規就農者数は 415 名で、うち本市の新規就農者数は 83 名となっており、多い状況にある。
委　員 意　見	「概要」に記載の「農業機械等導入の支援」、「家賃、研修、機械等導入、ほ場改善の支援」、「環境保全型農業に取り組む農業者への支援」について、これらの支援先の実績と支援後の状況は分かるか。
担当課 回　答	農業機械等導入の支援については、支援内容によって、集落営農者組織や認定農業者から、3 ～ 5 年間の実績報告の提出を求めている。実績報告に基づいて、導入した機械の使用実績や作付面積等から、設備導入時の計画通りに進捗しているか確認を行っている。 また、農の学校の受講生や卒業生への支援については、家賃や機械等の導入支援を実施しており、令和 6 年度までの農の学校卒業生 91 人のうち、卒業時点で 55 人が市内に就農しており、うち 13 人は、認定新規就農者となられているため、着実に本市農業の担い手となっていただいている。

【評価（CHECK）について】

委　員 意　見	事業全体の評価として、全て A 評価となっており、素晴らしいが市としてこれが 1 番であるという事業は何か。
担当課 回　答	担い手農業者への支援事業は、持続可能な農村環境の維持、そして、地域の振興は、担い手の育成確保が大きな課題となっている。 生業として農業をされる方の担い手の育成、地域農業を支える担い手の育成が重要だと考えている。生業として農業をされる方の担い手の育成については、農の学校を初めとした新規就農者の確保・育成、認定農業者、集落営農組織に対する様々な補助事業を活用した経営基盤の強化に取り組んでいる。地域農業を支える担い手の育成については、地域計画の作成により、地域農業の将来像を皆さんとともに考えていかなければならない。 国の交付金を活用し、農家や非農家が地域の共同活動等により、地域農村環境を守っていただく取組に対して、補助金を活用して支援を行っている。

【卒業後の就農支援について】

委　員 意　見	農の学校の卒業後に、市内で就農と市外で就農で支援等に差はあるか。
担当課 回　答	農の学校の卒業生が市内で就農された場合には、1 年間の家賃助成がある。 また、認定新規就農者である、またはその要件を満たされない 45 歳以上の方についても、機械やハウス設備の支援が受けられる。市外で就農された場合には、支援は受けることができない。

【JA 丹波ひかみとの連携について】

委　員 意　見	JA 丹波ひかみと連携はされているか。例えば、意見交換や農の学校を卒業された後の受け入れ先としての連携はどうか。
担当課 回　答	JA 丹波ひかみの子会社である株式会社アグリサポートたんばには、卒業後に限らず農業者の育成等においても受け入れていただいている。連携については、丹波地域就農支援センターを JA 丹波ひかみと兵庫県、本市が一体となって運営しており、新規就農の支援に対する意見交換や情報共有は常に図っている。

【若者の就農について】

委　員 意　見	高校を卒業した若い年代の方で、農業に就職したいとか、農業に興味がある方もいると思うが、農場に就職することは可能か。
担当課 回　答	認定農業者の約半数は農業法人化されている。農業法人では、従業員を雇われているところもあるため、就職は可能である。
委　員 意　見	若い方が農業をやってみたいという思いに対して、応援できる環境があればよいと考えるが、例えば、バイトから始めたり手伝いができたり、農場に就職させるための援助施策等はあるか。
担当課 回　答	農業をやりたい方を雇って、働きながら勉強される方を対象に、賃金の支援を用意している。

【庁内連携について】

委　員 意　見	移住セクション（ふるさと定住促進課）との連携はできているか。
担当課 回　答	本市で農業をする場合は、家が必要であるため、市特設ポータルサイト「ＴＵＲＮ ＷＡＶＥ」を紹介している。家を決めた近くで農地を探す場合もある。どちらの場合でも、移住セクションと連携している。

（２）　評価シート

丹波市総合計画　令和　６　年度事務事業評価

事務事業名	担い手農業者への支援事業					
事業担当課	産業経済部　農林振興課			事業期間	平成　16 ～　無期　年度	
	所属長	中尾　大祐	担当	三原　英憲	担当	辻川　皓大、足立　華苗

位置づけ	総合計画	まちづくり目標	【６】丹波力を活かした創意ある元気なまち
		施策目標	2【農林業】環境創造型農業や成長型林業で丹波ブランドを高めよう
	創生総合戦略	基本目標	【２】魅力的なしごと・多様な働き方・働きやすい職場をつくる
		施策	【2-1】 魅力的なしごとをつくる
	まちづくりビジョン	取組項目	(8)地域に根ざした生業
	根拠法令・個別計画等	丹波市農業・農村振興基本計画	

計画（PLAN）	事務事業	対象（誰を、何を）	農業を営む市民
		目的 ベストな状態 （期待される効果）	農業の担い手が確保・育成され、地域農業の振興が図られる。
		概要 （具体的手段・全体計画）	・集落営農組織及び担い手農業者の経営基盤の強化を図るための法人化促進、農業機械等導入の支援 ・新規就農者の定着（育成）を図るため、家賃、研修、機械等導入、ほ場改善の支援 ・環境保全型農業に取り組む農業者への支援 ・農の学校運営（指定管理：委託先 ㈱マイファーム） ・地域計画の策定推進 ・農業に関するポータルサイトの運営（新規就農希望者向けの情報や丹波市農業の情報を発信）

実施（DO） コスト（単位：千円）（評価年度は実績、計画年度は予算）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
歳出　総事業費　A＋B	89,936	130,107	106,882	120,845	184,527	153,114	
直接事業費A	65,438	101,115	75,292	79,694	141,643	103,849	
総人件費計（E＋H）B	24,498	28,992	31,590	41,151	42,884	49,265	
職員従事者数（人・年）C	2.77	3.57	3.52	4.82	4.92	5.45	
【平均人件費】D	7,400	7,460	7,620	7,430	7,540	7,810	
人件費E＝C×D	20,498	26,632	26,822	35,813	37,097	42,565	
会計年度任用職員従事者数（人・年）F	2.00	1.00	2.02	2.11	2.12	2.00	
【平均人件費】G	2,000	2,360	2,360	2,530	2,730	3,350	
人件費H＝F×G	4,000	2,360	4,767	5,338	5,788	6,700	
歳入　特定財源	23,742	66,247	47,327	56,128	126,261	88,488	
国・県支出金	23,742	66,147	40,384	46,715	113,554	64,120	
借入金（地方債）	0	0	0	0	0	0	
受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
その他特財	0	100	6,943	9,413	12,707	24,368	
一般財源	66,194	63,860	59,555	64,717	58,266	64,626	

実施（DO）	指標名	単位	目標／実績	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
成果	丹波地域就農支援センター相談者数（本市分）	人	目標	20	21	22	23	24	25	
			実績	20	21	26	25	29	26	
成果	青年等就農計画の認定者数（新規分）	人	目標	3	3	3	3	3	3	
			実績	3	7	3	9	8	3	
成果	農業者の法人化数（新規分）	件	目標	-	2	2	2	2	2	
			実績	-	2	4	1	1	1	
成果	人・農地プラン策定総数（実質化）	数	目標	-	50	60	70	80	-	令和６年度実績は地域計画策定数
			実績	38	53	69	78	78	93	
コスト			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析	・丹波地域就農支援センターの相談は、市内で就農を検討するIターン者等からの相談のほか、「農の学校」受講生及び修了生の就農に向けた相談が増加している。また、相談内容についても、就農に向けた研修先の紹介や雇用就農先の検討、独立就農に向けた収支計画の作成支援等、多岐に渡っている。 ・就農相談から市内就農、さらには認定新規就農者（青年等就農計画の認定者数）へと繋げる担い手育成への支援により、毎年一定数の認定新規就農者の確保ができている。 ・農業者の法人化については、これまで法人化を検討されていた経営体の多くが既に法人化されたことで、専門家等の派遣や関係機関と連携した相談対応を行っているが、近年は１法人に留まっている。 ・法改正に伴い、地域計画の策定に向け人・農地プランの作成地域から先行して取り組み、93計画を策定した。

事務事業名	担い手農業者への支援事業		
事業担当課	産業経済部　農林振興課	事業期間	平成　16 ～　無期　年度

評価（CHECK）

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について

評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	農業者の高齢化や後継者不足により、農家戸数が減少する中、地域農業の中核となる担い手の確保や育成は重要である。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	A	・担い手の育成については、国県事業をできる限り活用している。市費による支援分も含め、新規就農者の確保数など一定の成果に繋がっている。また、支援制度については一定期間で見直しを図るよう努めている。 ・環境保全型農業直接支払事業などは、国の要綱等に基づき単価等が設定されたものである。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	A	・就農相談から市内就農、さらには認定新規就農者へと繋げる担い手育成への支援により、毎年一定数の認定新規就農者の確保ができている。 ・農の学校の運営も相まって、新規就農者は増加傾向にある。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	A	・国県の要綱等で特に定めがない支援については、受益者に応分の負担を求めている。 ・担い手の確保を進めることは、農業だけでなく農村の維持にも繋がるものである。

改革（ACTION）

総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）

【評価】
・丹波地域就農支援センターでは、関係機関が連携し、相談から就農に繋がるよう新規就農希望者が目指す就農形態に沿ったワンストップ相談の実施や農の学校の受講生情報を共有することで、一定の成果が出ている。
・青年等就農計画の認定を行い、認定新規就農者を確保することで、新たな地域農業の中核となる担い手の確保育成に繋がっている。
・持続的な農業経営に向け法人化を検討する農業者も一定数あり、法人化の促進は地域の中心的担い手の経営基盤の強化と経営継承に繋がることから地域農業の維持に期待できるため、今後も取組が必要である。
・地域計画の策定に向け、人・農地プラン作成地域から地域計画の策定を進めることで策定の加速化を図るとともに、地域によっては複数集落での策定を進めるなど地域の実状に応じた推進を図った。
【課題】
・認定新規就農者はIターン者が多く、また、少量多品目の営農形態が多いことから、引き続き農業技術の向上に向けた支援と地域定着に向けた支援が必要である。
・農業経営体が法人化に向けた取組を行うには、専門家による経営サポートを行う必要がある。
・地域計画の策定率が４割程度であることから、引き続き全地域策定に向け推進していく必要がある。

今後の方向性・改善策等

・新規就農希望者からの相談、支援については、就農に関する農業のポータルサイトの活用と合わせ、ワンストップ相談を効果的に実施するため、関係機関による情報共有を図り新規就農希望者の段階的な支援の実施を行う。
・新規就農希望者が認定新規就農者に到達できるよう、引き続き関係機関と連携し青年等就農計画の作成支援を行うことで、認定新規就農者を確保する。
・法人化の相談に対し、相談内容に応じて専門家を派遣するなどの支援を行うとともに、農業者の経営基盤強化に向けた取組について関係機関と連携し支援を行う。
・農の学校のこれまでの取組みと今後の方向性について検証を行い、変化する農業環境や就農希望者のニーズに合わせた学校運営のあり方の検討を行う。
・農業委員会や関係機関と引き続き連携を図るとともに、地域の実情に応じて複数集落など広域での策定を進め、令和８年度までに全地域での地域計画を策定するとともに、策定済み地域においても随時見直しを行う。

成果・コストの方向性

成果の方向性 ＼ コスト投入の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充			✓	
現状維持				
縮小				
休廃止				

●構成する予算小事業一覧　（単位：千円）

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	担い手農業者育成事業	87,039	55,038	63,131	99,754	81,482	
2	新規就農促進事業	2,384	3,375	1,993	1,429	3,456	
3	環境保全型農業直接支払事業	11,306	11,850	14,261	16,268	18,493	
4	人・農地問題加速化支援事業	386	412	309	228	354	
5	担い手農業者育成事業（繰越）		4,617		23,964	64	
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計		101,115	75,292	79,694	141,643	103,849	

●外部評価　【　　】年度実施

指摘事項など		対応状況	

3－4　ホール運営事業

（1）　委員からの主な意見

【実施（DO）指標について】

委　員 意　見	指標「１年以内に市内の文化ホール等が行う舞台芸術・音楽コンサートへ行ったことがある市民の割合」、「自主事業鑑賞者数」において未達が多いが、改善策はあるか。
担当課 回　答	コロナ禍により、事業中止や入場を制限していた時期があるため、実績が下がっているが、現在は回復傾向にある。魅力ある事業を開催し、幅広い階層に興味を持っていただける事業を計画していかなければならない。

【評価（CHECK）について】

委　員 意　見	「公平性･受益者負担」の「理由･コメント」に、「入場料については出演者や興行会社と協議の上～」と記載されている。価格設定の基準を具体的に教えていただきたい。
担当課 回　答	具体的な基準は、興行会社からの価格提示、過去の事業、ターゲットをどのようにするかを加味したうえで、委託事業者と協議し決定している。

【改革（ACTION）について】

委　員 意　見	改革（ACTION）の「今後の方向性・改善策等」に「～民間団体へ委託し、より柔軟かつ専門性の高いホール運営を行うことができている。」とあるが、具体的にはどのような意味か。
担当課 回　答	様々な講演やコンサートを企画する際に、事業者とのやり取りについて、市直営では難しい面がある。委託先は、プロの目線で情報収集の能力も高く、事業の内容についても共催や後援等により実施する等、市直営では行えなかった質の高い事業展開を行っている。

【市と委託業者との役割分担について】

委　員 意　見	現時点では、指定管理ではなく業務委託とのことだが、機材器具･施設設備の点検や修理に係る作業、費用について、市と委託先との分担はどのようになっているか。
担当課 回　答	日常点検等の日々の清掃や機器の不具合、一次対応については、業務委託の中で対応いただいている。保守や修繕等の管理業務は、直営で対応しているため、市が発注や予算管理、進捗管理を行っている。

【育成に向けた研修について】

委　員 意　見	次世代のリーダーを育てていきたいという思いを記載されているが、今年度はそのような育成に向けた研修が開催されているのか。
担当課 回　答	人材育成は、ホール運営において大切であると考えている。舞台に興味がある若い世代を育成していくことは、委託先とも考えが一致している。令和６年度からの新たな取組として、委託先の社員が講師となり、高校生等の若い世代を対象とした、マイクやミキサー等の音響装置の操作を学ぶ講座を開催し、音響装置を取り扱える人材を育てている。講座を受講された若い世代が、文化祭や部活動で、舞台装置に関わり興味を持つことにより、将来の舞台オペレーターの担い手となれるように率先して進めていきたいと考えている。今後も各学校と連携しながら、継続して開催していきたい。

【チラシについて】

委　員 意　見	チラシについて、自治会の回覧で配布はされているか。
担当課 回　答	チラシは、市内施設で配布しており、満遍なく周知できるよう広報紙に掲載している。事業推進会議でも周知方法について、意見をいただくことがあるため、自治会や自治協議会への配布も含めて検討していく。

【事業推進会議について】

委　員 意　見	事業推進会議とは、どういう位置づけの会議で、年に何回開催されているか。
担当課 回　答	市が開催している会議であり、市内の芸術文化に関係のある団体から外部委員として参加いただいている。内容としては、来年度の事業計画や今年度の事業実績に対して、意見をいただく会議であり、年３回開催している。

【庁内連携について】

委　員 意　見	子育てのベビーケアルームとの連携の話があったが、これを前面に押し出すことにより、利用者が増えると思う。 また、芸術文化観光専門職大学が、豊岡市や養父市等の但馬地域の教育現場に入り、鑑賞だけではなく、自らが演じるコミュニケーション教育を実施されている。この取組は仕掛け側に回りたい学生に向けて可能性を感じることから、事業推進会議にも諮り、庁内連携を進めていただきたい。

（２）　評価シート

丹波市総合計画　令和　６　年度事務事業評価

事務事業名	ホール運営事業				
事業担当課	まちづくり部　文化・スポーツ課		事業期間	平成　27 ～　無期　年度	
	所属長	堂本　祥子	担当	見田　晋介	担当　瀬頭　史勇

位置づけ	総合計画	まちづくり目標	【５】ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち
		施策目標	5【文化芸術】地域の文化芸術を守り、育て、活かそう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	
	根拠法令・個別計画等		文化芸術振興基本法、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律、丹波市立文化ホール条例、丹波市文化芸術推進基本計画

計画（PLAN）	事務事業	対象（誰を、何を）	一般市民及び舞台芸術等文化活動を行っている市民
		目的 ベストな状態 （期待される効果）	・ホール事業に積極的に参画してもらう機会（鑑賞、事業への参加、オペレーター登録）をつくることで、舞台芸術に関心のある市民層を増やし、舞台芸術に対する市民意識を高める。 ・ホール事業を通じて舞台芸術文化団体等の支援を行い、活動を活性化させる。 ・小中学生に舞台芸術鑑賞の機会を増加することで、豊かな感性や鑑賞マナーを養う。
		概要 （具体的手段・全体計画）	・鑑賞型公演(著名アーティストコンサート等)、県民芸術劇場、ピックアップアーティスト公演（市内出身のアーティスト起用）、自主映画会（年度内３回）、スタインウェイピアノ試奏会（不定期）の開催 ・アマチュアアーティスト育成支援事業（バンド、ピアノ、ダンス、和太鼓の各フェスタ）の実施 ・実施方法：業務委託 ・委託先：一般社団法人ネクストゼロ

実施（DO）

コスト（単位：千円） （評価年度は実績、計画年度は予算）		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
歳出	総事業費　Ａ＋Ｂ	21,722	28,255	35,242	23,884	28,669	39,991	
	直接事業費Ａ	12,444	8,826	15,653	10,455	14,799	34,178	
	総人件費計（Ｅ＋Ｈ）Ｂ	9,278	19,429	19,589	13,429	13,870	5,813	
	職員従事者数（人・年）Ｃ	0.87	1.88	1.75	1.30	1.30	0.74	
	【平均人件費】Ｄ	7,400	7,460	7,620	7,430	7,540	7,810	
	人件費Ｅ＝Ｃ×Ｄ	6,438	14,025	13,335	9,659	9,802	5,779	
	会計年度任用職員従事者数（人・年）Ｆ	1.42	2.29	2.65	1.49	1.49	0.01	
	【平均人件費】Ｇ	2,000	2,360	2,360	2,530	2,730	3,350	
	人件費Ｈ＝Ｆ×Ｇ	2,840	5,404	6,254	3,770	4,068	34	
歳入	特定財源	2,908	3,907	4,078	6,009	4,425	3,453	
	国・県支出金	0	0	0	0	0	0	
	借入金（地方債）	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	2,635	2,253	3,865	5,637	4,024	3,177	
	その他特財	273	1,654	213	372	401	276	
	一般財源	18,814	24,348	31,164	17,875	24,244	36,538	

	指標名	単位		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
成果	1年以内に市内の文化ホールなどが行う舞台芸術・音楽コンサートへ行ったことのある市民の割合	%	目標	50.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	
			実績	37.9	26.1	31.1	29.5	36.2	38.4	
成果	自主事業鑑賞者数	人	目標	7,000	3,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
			実績	4,920	2,294	2,296	3,425	2,682	3,577	
成果	ボランティアオペレーター数	人	目標	90	90	90	90	90	90	
			実績	51	43	43	42	52	34	
成果	高校生以下の鑑賞者満足度	%	目標	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	
			実績	76.8	92.0	92.0	95.2	92.3	97.1	
コスト			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析	・文化ホール事業については、大規模公演のほか、人気の高いクリスマスコンサートや落語会はチケットがほぼ完売するほどの多くの入場者数があった。また、共催・協賛事業の実施により、委託費の範囲内で当初予定より多くの事業を実施することができ、来場者数の増加に繋がっている。 ・ボランティアオペレーター数については、現事務局を担うホール運営団体から全会員に対して活動継続の意思確認を図ったところ、職場や家庭環境の変化に伴い継続的な参加が困難と判断された会員の退会により減少する結果となったが、結果的に、継続的な参加が可能な会員（実動会員）が残る形となっている。

事務事業名	ホール運営事業		
事業担当課	まちづくり部　文化・スポーツ課	事業期間	平成　27 ～　無期　年度

評価（CHECK）

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について

評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律において、地方自治体が芸術文化施策を策定し、劇場音楽堂等を積極的に活用しつつ事業を実施することが定められており、市民の文化芸術意識の向上を図るためホールを活用することが求められている。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	A	・県補助事業の活用や、他市や企業との共催事業実施による支出の軽減など、コストを抑えた事業開催につとめている。 ・令和６年度よりホール運営事業を民間団体に委託しており、低コストでのサービス向上に向けた取り組みを行っている。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	B	運営業務を委託したことにより、公演実施数の増加など、市民の文化芸術に触れる機会の増加に繋がっている。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	A	・ホール事業については、事業推進会議の委員からの意見等に基づき、幅広い年齢層が参画できる事業内容を企画しており、特定の年齢層やジャンルに偏ることなく公平性は担保できている。 ・入場料については、出演者や興業会社と協議の上、公立ホールであることを鑑み出来るだけ来場しやすい価格設定となるよう事業ごとに都度精査している。

改革（ACTION）

総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）

【評価】
・ホール運営業務を委託したことにより、柔軟かつ専門性の高いホール運営が行えており、質の高い事業展開が行えている。共催・協賛事業の実施により委託費の範囲内で当初予定より多くの事業を実施することができたことは、市民が文化芸術に触れる機会の増加につながっており、運営業務を民間団体に委託したことによる柔軟な企画運営が可能となったことによると評価している。
・舞台オペレーターの会員充実を図るため、現会員の活躍機会の創出のほか、ホール運営事業者による会員向けの技術研修を開催するなど、モチベーションや技術向上の機会が創出されている。
【課題】
・ホールへ行ったことのある市民の割合について、昨年度と比べ増加したものの目標値に達していないため、舞台芸術の鑑賞意欲が高まるような幅広い年代が楽しめる公演内容を企画できるよう、ホール運営事業者と協議連携を行っていく。
・舞台オペレーターの会員充実を図り、多くの市民が関われる市民参画型のホール運営に向けて、ホール運営事業者と協力しSNS等を活用した活動内容の発信をするなど興味を持ってもらえる魅力ある活動に繋げていく。

今後の方向性・改善策等

【ホール運営業務を民間団体へ委託】
・令和6年度からは文化ホールの運営業務を市民を主体とした民間団体へ委託し、より柔軟かつ専門性の高いホール運営を行うことができている。今後も、丹波市ならではの「市民参画型」によるホール運営を推進するため、指定管理者制度導入も視野にいれたホール運営体制の構築に向けて関係各所と調整を行っていく。

成果・コストの方向性

成果の方向性 ＼ コスト投入の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充				✓
現状維持				
縮小				
休廃止				

●構成する予算小事業一覧　（単位：千円）

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	ホール運営事業	8,826	15,653	10,455	14,799	34,178	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計		8,826	15,653	10,455	14,799	34,178	

●外部評価　【　　】年度実施

指摘事項など		対応状況	

3－5　家庭児童相談事業

（１）　委員からの主な意見

【改革（ACTION）について】

委　員 意　見	「評価」にある、要保護児童対策地域協議会の構成組織について、具体的な内容を知りたい。
担当課 回　答	要保護児童対策地域協議会は、家庭児童相談係が対応している支援が必要なケースの状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う協議会である。構成組織については、医師会、警察署、民生委員、児童委員、法務局、人権擁護委員会、保護司会、社会福祉協議会、児童養護施設、小・中・高等学校、特別支援学校、認定こども園、健康福祉事務所、川西こども家庭センターといった外部組織のほか、庁内では教育委員会、まちづくり部、福祉部で組織している。 会議については、組織の代表者による代表者会議を１回、各組織に属する実務者が集まる実務者会議を２回、個別のケースの情報共有や支援内容の協議をする個別ケース検討会議を 14 回、合計 17 回実施している。

【家庭児童相談のケースについて】

委　員 意　見	近年の家庭児童相談事業は、具体的にどのようなケースに対応することが多いか。
担当課 回　答	家庭環境に関するケース対応が多い状況である。生活困窮や家庭内不和から起きる不適切な育児、保護者の特性によるこどもの困りごと、家庭環境が影響する学校に行きにくいこどもたち、こどもの発達の状況からくる困りごと等である。

【相談の受け入れについて】

委　員 意　見	行政は、家庭児童相談の最後の砦だと思っている。NPO 法人や民間企業等に相談を受け入れる団体はあるか。
担当課 回　答	特定非営利活動法人「Ｔプラス・ファミリーサポート」、子育て学習センター、児童館、民間ではないが様々な場所に相談窓口があり、民生委員からつながる相談も多い。 子育て学習センターでは、月１回連絡会を開催しており、こどもが行く場所、相談員がいる場所とは、家庭児童相談でつながる形をとっている。 こども家庭センターでは、母子保健係と家庭児童相談係が背中合わせで仕事をしている。母子保健係は出産前から発達・発育、愛情、愛着に課題のあるこどもや心理的に不安定なこどもの情報を掴み、すぐに情報共有ができる強みがある。
委　員 意　見	こども福祉課として、相談しやすくするための工夫は何かされているか。
担当課 回　答	こども家庭センターは、保護者やこども、関係機関からの第一義的な相談窓口であることから、寄り添い型の支援となる。相談支援に対応する職員は、そのことを念頭に置きながら、相談者のことを否定せず、まず相談者の話を聴き、受け入れながら、問題解決の協力者であることを意識して対応している

【庁内連携について】

委　員 意　見	個別ケース検討会議が 14 回開催という話について、個人情報が部署を越えられない自治体がある。教育委員会は山南地域にあり、物理的に遠いが連携はできているか。
担当課 回　答	個人情報の守秘義務を果たしながら、内部で共有及び連携ができている。

【離婚家庭への支援について】

委　員 意　見	離婚家庭の支援で多いのは養育費の問題であり、罰則がないため支払わなくなってしまい、市外に転出すると追えなくなる。明石市では、弁護士を入れて養育費の立て替えをしている。女性側に養育費を払うため、財源を確保する自治体もあるが、丹波市ではいかがか。
担当課 回　答	本市では、養育費の相談や手続きの補助をしている。家庭児童相談係の中には、ひとり親家庭の対応をしている職員もいる。

【弁護士案件について】

委　員 意　見	児童養護や離婚に関する弁護士案件は多いか。
担当課 回　答	法的権限を持っているのは、県の児童相談所になる。市では、法的に引き離す等の対応はできないため、前捌きを行い、必要な時には県へ送致する。現在は、弁護士案件はない。 県が離婚までにどうすればよいか、親権、財産分与等の相談について事前に弁護士相談を受ける事業を実施している。市では、定期的に予約をとり、相談できる場を設定している。今は Zoom で面談が可能である。

【外国人相談者への対応について】

委　員 意　見	市内で外国人が増えているが、外国人の相談はないか。 また、言葉の問題はどうするのか。
担当課 回　答	様々な相談が入ってきている。 翻訳については、色々な方法があり、ICT（情報通信技術）が進んでいるため、通訳アプリ等で対応している。
委　員 意　見	大阪府や愛知県等は、10～20 人に 1 人が外国人になっている自治体もあり、多言語対応しているところも多い。 教育委員会との連携について、会議等はできているが物理的に離れている。物理的な距離は、コミュニケーションの距離となるが、どのように工夫しているのか。
担当課 回　答	校長先生を経験された、SSW（スクールソーシャルワーカー）2 名を配置している。フットワークが軽い方であるため、情報共有や連携がフレキシブルにできており、SSW の存在はありがたい。

（２）　評価シート　　（１／２）

丹波市総合計画　令和　６　年度事務事業評価

事務事業名	家庭児童相談事業				
事業担当課	福祉部　こども福祉課		事業期間	平成　18 ～　無期　年度	
	所属長	大西　万実	担当	堀内　勲	担当　前田　裕紀

位置づけ			
	総合計画	まちづくり目標	【１】みんなで支え育む生涯健康のまち
		施策目標	6【子育て支援】地域ぐるみで子育てしやすく、質の高い保育環境をつくろう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	
	根拠法令・個別計画等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、丹波市要保護児童対策地域協議会設置要綱、丹波市子育て家庭ショートステイ事業実施要綱	

計画（PLAN）		
事務事業	対象（誰を、何を）	児童（０歳から18歳まで）及び特定妊婦
	目的 ベストな状態 （期待される効果）	・家庭における児童の養育機能の向上 ・養育に欠ける児童の保護 ・児童虐待の未然防止及び早期発見 ・丹波市こども家庭センター改正に向けての体制整備
	概要 （具体的手段・全体計画）	・家庭における児童の養育相談。実施方法：直接実施。 ・市内小学校、中学校、高校、認定こども園等保育施設への訪問による情報交換・共有。実施方法：直接実施。 ・丹波市要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）の運営（児童虐待の防止）。実施方法：直接実施。 ・一時的に養育が困難になったときの児童の保護。実施方法：直接実施、施設へ措置。 ・丹波市こども家庭センター開設に向けて庁内協議・環境整備等の実施

実施（DO）

コスト（単位：千円）（評価年度は実績、計画年度は予算）		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
歳出	総事業費　Ａ＋Ｂ	19,751	14,749	14,520	18,396	16,671	20,984	
	直接事業費Ａ	1,099	1,434	821	1,013	1,205	1,520	
	総人件費計（Ｅ＋Ｈ）Ｂ	18,652	13,315	13,699	17,383	15,466	19,464	
	職員従事者数（人・年）Ｃ	1.98	1.13	1.07	1.57	1.28	1.63	
	【平均人件費】Ｄ	7,400	7,460	7,620	7,430	7,540	7,810	
	人件費Ｅ＝Ｃ×Ｄ	14,652	8,430	8,153	11,665	9,651	12,730	
	会計年度任用職員従事者数（人・年）Ｆ	2.00	2.07	2.35	2.26	2.13	2.01	
	【平均人件費】Ｇ	2,000	2,360	2,360	2,530	2,730	3,350	
	人件費Ｈ＝Ｆ×Ｇ	4,000	4,885	5,546	5,718	5,815	6,734	
歳入	特定財源	4,135	643	621	798	621	455	
	国・県支出金	4,135	643	621	723	621	455	
	借入金（地方債）	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	0	0	0	75	0	0	
	一般財源	15,616	14,106	13,899	17,598	16,050	20,529	

	指標名	単位		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
成果	要保護・要支援児童終結件数	件	目標	8	7	10	10	10	10	要保護児童等の状況より
			実績	3	10	34	20	8	19	
活動	児童の養育相談実件数（新規）	件	目標	109	104	100	100	100	100	継続相談を除く（R7/2時点）
			実績	80	50	77	99	92	110	
活動	相談等延べ件数（延べ日数）	件	目標	1,850	1,910	1,800	1,800	1,800	1,800	
			実績	2,201	1,748	1,492	1,764	1,380	1,597	
			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析	・要保護・要支援児童における終結件数は、重篤化する前の早期発見に努め、各関係機関が関わり必要な支援につなげ解決を目指している。各関係機関との連携および継続的な支援により、ケースの改善による終結が図れている（緊急性の解消等）。 ・児童の養育相談件数は、児童数が減少しているものの新規相談件数は増加傾向にある。なお、継続相談ケースの対応も多いため、各関係機関との情報共有等による見守り件数は依然として多い状況にある。 ・相談等延べ件数（延べ日数）は、新規及び見守り継続事案の対応に係る延べ日数であり、各関係機関との情報共有等の件数も含む。なお、情報共有については、家庭児童相談対応職員により効率的に行い、適切な情報整理とケース管理に努めている。

事務事業名	家庭児童相談事業		
事業担当課	福祉部　こども福祉課	事業期間	平成　18 ～　無期　年度

評価（CHECK）

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について

評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律により、支援対象の要保護児童等に対する市の対応が義務付けられているものである。 ・児童福祉法改正により、市のこども家庭センター設置に関し、令和７年４月１日開設に向けて庁内協議を重ね体制を整備した。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	A	・相談事業の需要増及び虐待対応に係る社会的要請がある中、コスト削減に努めている。 ・組織再編に伴うこども家庭センター開設を実施し、母子保健と児童福祉が組織としての一体化を図り、同課として迅速に機能できるようコスト削減を図った。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	A	・法律により設置が求められている要保護児童対策地域協議会の構成組織の連携により、要保護・要支援児童の終結件数が19件となった。 ・各関係機関との連携や会議による情報共有が図れた。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	該当なし	

改革（ACTION）

総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）

【評価】
相談対応事案は増加傾向にあるものの、要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）の構成組織等が常に連携することにより、ケースの終結、改善、見守りが継続的に図れている。
【課題】
ケースが重篤化する前に早期発見し、家庭と連携できる関係機関の構築と支援制度の整備が必要である。

今後の方向性・改善策等

・家庭環境を含め、子どもを取り巻く環境は、年々、複雑・複合化が進んでいる傾向にあることから、引き続き、関係機関との連携を意識して対応するとともに、職員の専門性や能力をさらに向上させるため、研修会への参加や実事例をもとにケース検討の充実を図る。
・早期に要保護児童等を発見するという基本姿勢を忘れず、より低年齢期で発見し対応することで、ケースの重篤化を防げるだけでなく、親世代の子育てのやり直しの期待もできることから、タイミングを逃さない支援を目指す。
・令和７年４月1日開設する「丹波市こども家庭センターおひさま」を広く市民に周知し、妊産婦、こども、子育て世帯の全ての方を対象に、継続的・包括的に支援を行う相談機関の体制整備を目指す。

成果・コストの方向性

成果の方向性 ＼ コスト投入の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充				✓
現状維持				
縮小				
休廃止				

●構成する予算小事業一覧　（単位：千円）

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	家庭児童相談事業	1,182	821	856	1,205	1,520	
2	子育て家庭ショートステイ事業	252		157			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計		1,434	821	1,013	1,205	1,520	

●外部評価　【　　】年度実施

指摘事項など		対応状況	

3－6　道路維持修繕事業

（1）　委員からの主な意見

【計画（PLAN）について】

委員意見	「概要」に「道路沿い支障木伐採」とある。本来、民有地に生えている樹木の整枝伐採については、その樹木の所有者または管理者が行うべきものであり、災害時等を除いては、所有者等がその費用を負うべきものと考えるが、道路沿い支障木の伐採については、どのような場合でも市が負担しているのか。
担当課回答	里山の整備は、森林環境贈与税を利用し、民家の裏山等については、農林振興課が伐採を実施している。市道については、農林振興課では対象にならないため、国の施策に基づいて整備を実施している。道路に飛び出ている民有地からの草木については、苦情等や通行の支障になる場合は、伐採していただくよう市から依頼通知等を出している。

【実施（DO）指標について】

委員意見	指標「道路パトロール日数」や道路損傷通報システムの件数に対する対応実績はどのくらいか。
担当課回答	令和６年度の異常箇所数については、779 件を発見しており、内 726 件は、修繕を実施している。修繕は直営で実施しており、直営で対応できないものは請負業者が工事を実施、軽微な内容は経過観察としている。 道路損傷通報システムの件数は 62 件だった。内 38 件は、修繕を実施している。残りの軽微な損傷や市道区域外の損傷は、対象外となった。
委員意見	通常、年度を跨いでも同じような目標件数が続くと思われるが、指標「橋梁長寿命化修繕実施件数」は、毎年度全く違う数値となっている。ある程度予測を立て、目標を設定しているのか。
担当課回答	橋梁は、５年に１回点検しなければならない。点検の判定結果が悪いものは、５年以内に改修しなければならず、改修が重なる年度は、目標を高く設定している。

【改革（ACTION）について】

委員意見	「今後の方向性・改善策等」に記載のある除草機とは、ラジコン型草刈機も含まれるか。以前、ラジコン型草刈機を市で購入したとの記事を読んだことがあるが、佐治地域と遠阪地域以外では借りられないのか。
担当課回答	ラジコン型草刈機について、佐治地域と遠阪地域の自治協議会へお貸ししている。現在は、実証実験中であるが、地域課題として除草問題の解決に向けて、自治協議会の活動及び組織の見直しに係る重点支援の取組をされている自治協議会のみの貸与となっている。
委員意見	河川愛護の取組で、自治会は高齢者が多くなり、草刈りができないと市へ返す事案が増えている。自治会長会が中心となって実施しているボランティア活動で、兵庫県立丹波医療センターの法面除草について、ラジコン型草刈機を借りて試験的に実施することになっている。

【老朽化について】

委員意見	老朽化について、令和７年１月に埼玉県八潮市の道路陥没事故あり、国土交通省から全国の自治体に腐食等による破損がないか点検を実施するよう要請があったが、その影響はあったか。
担当課回答	道路内の下水道の関係となるため、下水道管理者（下水道課）が対応している。道路管理者としては、今のところ特段の影響はないが、下水道を一斉に整備したのは、今から 25～30 年前となり、その時にアスファルトも同時にやりかえているため、老朽化が一気に押し寄せている。

【成果の方向性について】

委　員 意　見	「成果の方向性」は「現状維持」となっているが、「拡充」ではないか。理由としては、先ほども老朽化がピークになったとの話があり、今ある道路や橋梁等の保全を拡充していかなければならず、ラジコン型草刈機についても、試験的に一部の地域で導入されているとのことだが、これから増えていくことが想定されるため、「拡充」が妥当ではないかと思う。更に、現在の物価上昇を鑑みると、「コスト投入の方向性」も「拡大」になると思われる。
担当課 回　答	維持・修繕の「拡充」については、自治会から要望をいただき、道路の舗装を一定程度修繕するとか、水路に手を入れて直していく予算措置としている。現在のところ、毎年同じような予算要求をしており、充分に賄えている状況である。 橋梁については、点検結果によって、次の年に修繕の工事をするため、年度によって費用が大きく異なる予算措置としている。 ラジコン型草刈機については、道路部局も関係はしているが、市民活動課が各地域と調整した上で、実証実験をされている。実証実験の結論として、ラジコン型草刈機は使い勝手が良く、購入台数を増やしていくことになれば、今後、拡充の可能性はある。

【道路パトロールについて】

委　員 意　見	Google のストリートビュー撮影車は、無人で走っている。道路パトロールについて、将来は無人化できないか。
担当課 回　答	他府県の大きな自治体では、車にカメラを搭載して、損傷の判断をされている。しかし、本市は２車線道路があまりなく、道路自体も狭く、導入費用も高いため、難しいと考えている。

（２）　評価シート　　（１／２）

丹波市総合計画　令和　６　年度事務事業評価

事務事業名	道路維持修繕事業				
事業担当課	建設部　道路河川課		事業期間	平成　16 ～　無期　年度	
	所属長	和田　綱木	担当	和久　明一	担当

位置づけ			
	総合計画	まちづくり目標	【２】誰もが住みたい快適生活のまち
		施策目標	3【道路・河川】人や環境にやさしい道路や河川をつくろう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	(1)公共交通と道路網
	根拠法令・個別計画等		道路法、丹波市橋梁長寿命化修繕計画

計画（PLAN）		
事務事業	対象（誰を、何を）	市道利用者及び地域住民
	目的 ベストな状態 （期待される効果）	道路や橋梁の適切な維持管理により、安全で安心して利用できる生活道路が確保されている。
	概要 （具体的手段・全体計画）	・道路構造物、交通安全施設、道路照明、道路除草及び市有地植栽の維持管理・修繕 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の補修・架け替え ・道路舗装修繕計画に基づく道路舗装修繕 ・除雪及び凍結防止剤散布・設置 　実施方法：業務委託 ・生活道路の除雪（青垣地域） 　実施方法：地元による除雪（小型除雪機を市が貸与） ・道路パトロール 　実施方法：直営実施 ・道路沿い支障木伐採 　実施方法：業務委託

実施（DO）

コスト（単位：千円） （評価年度は実績、計画年度は予算）		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
歳出	総事業費　Ａ＋Ｂ	596,578	491,416	620,437	521,296	439,420	578,114	
	直接事業費Ａ	545,798	435,168	565,725	467,874	385,735	528,052	
	総人件費計（Ｅ＋Ｈ）Ｂ	50,780	56,248	54,712	53,422	53,685	50,062	
	職員従事者数（人・年）Ｃ	6.80	7.54	7.18	7.19	7.12	6.41	
	【平均人件費】Ｄ	7,400	7,460	7,620	7,430	7,540	7,810	
	人件費Ｅ＝Ｃ×Ｄ	50,320	56,248	54,712	53,422	53,685	50,062	
	会計年度任用職員従事者数（人・年）Ｆ	0.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	【平均人件費】Ｇ	2,000	2,360	2,360	2,530	2,730	3,350	
	人件費Ｈ＝Ｆ×Ｇ	460	0	0	0	0	0	
歳入	特定財源	256,070	175,284	292,259	222,365	146,108	282,068	
	国・県支出金	126,070	100,784	169,959	108,265	59,908	36,768	
	借入金（地方債）	130,000	74,500	122,300	114,100	86,200	245,300	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	0	0	0	0	0	0	
	一般財源	340,508	316,132	328,178	298,931	293,312	296,046	

	指標名	単位	目標／実績	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
活動	道路維持修繕・舗装工事件数	件	目標	420	420	480	540	540	540	
			実績	651	846	881	827	831	820	
活動	橋梁長寿命化修繕実施件数	件	目標	8	10	27	12	7	3	
			実績	0	3	20	14	5	3	
活動	道路パトロール日数	日	目標	72	72	72	72	72	72	
			実績	97	112	118	76	88	92	
成果	道路管理瑕疵による損害賠償件数	件	目標	0	0	0	0	0	0	
			実績	1	0	3	0	0	0	
コスト			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析	既存道路ストックの適切な維持管理は市民の安全安心な生活にとって欠かすことができない事業であるが、国県からの補助金が減少傾向にあり、財源の確保が課題である。

事務事業名	道路維持修繕事業		
事業担当課	建設部　道路河川課	事業期間	平成　16 ～　無期　年度

評価（CHECK）

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について

評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	・市道の維持管理は、道路法第16条第1項に基づき道路管理者の責務として実施するものである。 ・車輌や歩行者等が安全に利用でき、地域住民が安心して生活できるよう、ライフラインの維持管理を継続して実施する必要がある。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	A	・橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検を実施し、長寿命化することにより、ライフサイクルコストの低減が図れている。 ・国庫交付金や普通交付税算入率の高い起債を活用し、財源を意識した事業実施に努めている。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	A	・道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化修繕計画により、計画的かつ適切に維持管理されている。 ・管理瑕疵による事故件数ゼロを維持しており、道路利用者の安全確保ができている。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	該当なし	

改革（ACTION）

総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）

【評価】
・道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化修繕計画により、計画的に道路や橋梁の維持管理が実施できている。
・国庫交付金や普通交付税算入率の高い起債の活用により、財源を意識した事業実施となっている。
【課題】
・限られた財源の中で、緊急度や危険度を勘案しながら、効率的かつ効果的に維持管理を進めていく必要がある。
・道路補修、水路修繕等について、自治会等からの要望も年々増加傾向にあり、実施箇所のより一層の精査と補修ランクの見直しが必要である。

今後の方向性・改善策等

・橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検を実施し、長寿命化することにより、ライフサイクルコストの低減を図る。
・道路パトロールや道路損傷通報システム等による道路異常の確認体制を強化し、管理瑕疵による事故が発生することのないように管理していく。
・業者委託する幹線道路以外の集落内道路の除雪や除草については、除雪機、除草機の貸し出しなどの支援をしながら地元住民の協力を求めていく。

成果・コストの方向性

成果の方向性 ＼ コスト投入の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充				
現状維持			✓	
縮小				
休廃止				

●構成する予算小事業一覧　（単位：千円）

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	道路保全事業	201,760	209,230	224,680	262,882	438,620	
2	道路パトロール事業	158	242				
3	橋りょう長寿命化事業	149,349	158,394	124,472	83,081	89,432	
4	道路保全事業（繰越分）	41,869	44,643	40,636			
5	橋りょう長寿命化事業（繰越分）	42,032	153,216	78,086	39,772		
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計		435,168	565,725	467,874	385,735	528,052	

●外部評価　【　　】年度実施

指摘事項など		対応状況	